



2017年5月12日

各位

会社名 ユニチカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 注連 浩行
(コード番号 3103 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 杉澤 滋
(TEL 06-6281-5695)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年3月21日（平成29年3月21日）に公表した「C種種類株式の取得及び消却、並びにC種種類株式発行に関する資金使途変更のお知らせ」に関して、2017年6月29日開催予定の第207回定時株主総会に、定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

発行済のC種種類株式につき、2017年6月30日付で取得及び消却することに伴い、C種種類株式に関する規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、当社がC種種類株式の全部を取得及び消却することを条件として、2017年6月30日に効力を生じるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2017年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2017年6月30日（予定）

以上

新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第 6 条 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>本会社の発行可能株式総数は 1,786,000,000 株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 1,786,000,000 株</p> <p>A 種種類株式 21,740 株</p> <p>B 種種類株式 5,759 株</p> <p>C 種種類株式 10,000 株</p> <p>D 種種類株式 3,100 株</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>本会社の発行可能株式総数は 1,786,000,000 株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 1,786,000,000 株</p> <p>A 種種類株式 21,740 株</p> <p>B 種種類株式 5,759 株</p>
<p>第 8 条 (単元株式数)</p> <p>普通株式の単元株式数は 1,000 株とし、A 種種類株式、<u>B 種種類株式</u>、<u>C 種種類株式</u>及び <u>D 種種類株式</u>の単元株式数は 1 株とする。</p>	<p>第 8 条 (単元株式数)</p> <p>普通株式の単元株式数は 1,000 株とし、A 種種類株式及び <u>B 種種類株式</u>の単元株式数は 1 株とする。</p>
<p>第 13 条の 2 (A 種種類株式)</p> <p>本会社の発行する A 種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) 又は A 種種類株式の登録株式質権者 (A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。) に対し、<u>第 13 条の 7 第 1 項</u>に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) ~ (4) (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、<u>第 13 条の 7 第 2 項</u>に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額 (以下「A 種残余財産分配額」という。) の金銭</p>	<p>第 13 条の 2 (A 種種類株式)</p> <p>本会社の発行する A 種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) 又は A 種種類株式の登録株式質権者 (A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。) に対し、<u>第 13 条の 5 第 1 項</u>に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) ~ (4) (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、<u>第 13 条の 5 第 2 項</u>に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額 (以下「A 種残余財産分配額」という。) の金銭</p>

現行定款	変更案
<p>を支払う。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (条文省略)</p> <p>3.～4. (条文省略) (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>5. A 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降、<u>(i) 平成 30 年 7 月 31 日以降平成 32 年 7 月 30 日 (同日を含む。)</u>までの日を償還請求日 (以下に定義される。)とする場合は、当該償還請求日において <u>C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式 (発行会社が有するものを除く。)</u> が存しないときに限り、<u>また、(ii) 平成 32 年 7 月 31 日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可能額 (会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)</u> から、<u>(b)当該償還請求日に発行済みの全ての C 種種類株式 (発行会社が有するものを除く。)</u> に <u>C 種残余財産分配額 (第 13 条の 4 第 2 項第(1)号に定義される。以下同じ。)</u> を乗じた額及び<u>(c)同日に発行済みの全ての D 種種類株式 (発行会社が有するものを除く。)</u> に <u>D 種残余財産分配額 (第 13 条の 5 第 2 項第(1)号に定義される。以下同じ。)</u> を乗じた額を控除した額 (以下、本条において「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月 15 日 (当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日 (以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知 (撤回不能とする。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされた A 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額 (但し償還請求日が平成 32 年 7 月 31 日以降の日である場合におい</p>	<p>を支払う。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>3.～4. (現行どおり) (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>5. A 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降<u>いつでも</u>、毎月 15 日 (当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日 (以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知 (撤回不能とする。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされた A 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされた A 種種類株式及び取得請求権の行使がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ A 種種類株式及び B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>ては、償還請求可能額。以下本項において同じ。)を 超える場合には、償還請求がなされた A 種種類株式及 び取得請求権の行使がなされた B 種種類株式の数に応 じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可 能額を超えない範囲内においてのみ A 種種類株式及び B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い 取得されなかった A 種種類株式については、償還請求 がなされなかったものとみなす。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、A 種払込期日以降いつでも、金銭対価 償還日 (以下に定義される。)の開始時において、B 種 種類株式、C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれに ついて発行済株式 (発行会社が有するものは除 く。)が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別 に定める日 (以下、本条において「金銭対価償還日」 という。)が到来することをもって、A 種種類株主等 に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前までに書面 による通知 (撤回不能とする。)を行った上で、法令 の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種 種類株式の全部を取得することができる (以下、本条 において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会 社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得す るのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種種類株 式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金 銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。な お、本項においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払 優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行わ れる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還 日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算す る。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と 引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数がある ときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (条文省略)</p> <p>第 13 条の 3 (B 種種類株式)</p> <p>本会社の発行する B 種種類株式の内容は次のとおりと する。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基 準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の 最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を 有する株主 (以下「B 種種類株主」という。)又は B 種種類株式の登録株式質権者 (B 種種類株主と併せて 以下「B 種種類株主等」という。)に対し、<u>第 13 条の 7 第 1 項</u>に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株 につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「B 種優</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、A 種払込期日以降いつでも、金銭対価 償還日 (以下に定義される。)の開始時において、B 種 種類株式について発行済株式 (発行会社が有するもの は除く。)が存しない場合に限り、本会社の取締役会 が別に定める日 (以下、本条において「金銭対価償還 日」という。)が到来することをもって、A 種種類株 主等に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前までに 書面による通知 (撤回不能とする。)を行った上で、 法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、 A 種種類株式の全部を取得することができる (以下、 本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、 本会社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取 得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種種 類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額 の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。 なお、本項においては、第 2 項第(3)号に定める日 割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配 が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価 償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算 する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得 と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数がある ときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>第 13 条の 3 (B 種種類株式)</p> <p>本会社の発行する B 種種類株式の内容は次のとおりと する。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基 準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の 最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を 有する株主 (以下「B 種種類株主」という。)又は B 種種類株式の登録株式質権者 (B 種種類株主と併せて 以下「B 種種類株主等」という。)に対し、<u>第 13 条の 5 第 1 項</u>に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株 につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「B 種優</p>

現行定款	変更案
<p>先配当金」という。)を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (条文省略)</p> <p>(4) ある事業年度に属する日を基準日として B 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優先配当金につき本号に従い累積した B 種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、第(2)号(b)に従って B 種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算される B 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算される B 種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降においては、年率 2.374%の利率で 1 年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「B 種累積未払配当金相当額」という。)については、<u>第 13 条の 7</u>第 1 項に定める支払順位に従い、B 種種類株主等に対して配当する。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、<u>第 13 条の 7</u>第 2 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、B 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	<p>先配当金」という。)を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) ある事業年度に属する日を基準日として B 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優先配当金につき本号に従い累積した B 種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、第(2)号(b)に従って B 種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算される B 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算される B 種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降においては、年率 2.374%の利率で 1 年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「B 種累積未払配当金相当額」という。)については、<u>第 13 条の 5</u>第 1 項に定める支払順位に従い、B 種種類株主等に対して配当する。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、<u>第 13 条の 5</u>第 2 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、B 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>

現行定款	変更案
<p>(2)～(3) (条文省略)</p> <p>3.～4. (条文省略) (普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>4. (1) B 種種類株主は、<u>(i)平成 30 年 7 月 31 日以降、平成 32 年 7 月 30 日(同日を含む。)</u>までの間は、<u>普通株式対価取得請求(以下に定義される。)</u>の効力が生じる時点において<u>C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)</u>が存しないときに限り、また、<u>(ii)平成 32 年 7 月 31 日以降</u>はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。</p>	<p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>3.～4. (現行どおり) (普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>4. (1) B 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降いつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。</p>
<p>(2)～(6) (条文省略) (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>5. B 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降、<u>(i)平成 30 年 7 月 31 日以降平成 32 年 7 月 30 日(同日を含む。)</u>までの日を償還請求日(以下に定義される。)とする場合は、<u>当該償還請求日において C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)</u>が存しないときに限り、また、<u>(ii)平成 32 年 7 月 31 日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可能額から、(b)当該償還請求日に発行済みの全ての C 種種類株式(発行会社が有するものを除く。)</u>に C 種残余財産分配額を乗じた額及び<u>(c)同日に発行済みの全ての D 種種類株式(発行会社が有するものを除く。)</u>に D 種残余財産分配額を乗じた額を控除した額(以下、本条において「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月 15 日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る B 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(1)号に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされた B 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における<u>分配可能額</u>を超える場合には、償還請求がなされた B 種種類株式及び取得請求権の行使がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分</p>	<p>(2)～(6) (現行どおり) (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>5. B 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降いつでも、毎月 15 日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る B 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(1)号に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされた B 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における<u>分配可能額</u>を超える場合には、償還請求がなされた B 種種類株式及び取得請求権の行使がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分</p>

現行定款	変更案
<p>を乗じて得られる額の金銭を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(1)号に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされた B 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額（但し償還請求日が平成 32 年 7 月 31 日以降の日である場合においては、償還請求可能額。以下本項において同じ。）を超える場合には、償還請求がなされた B 種種類株式及び取得請求権の行使がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ B 種種類株式及び A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>（金銭を対価とする取得条項）</p> <p>6. 本会社は、B 種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものを除く。）が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(1)号に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (条文省略)</p>	<p>の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ B 種種類株式及び A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>（金銭を対価とする取得条項）</p> <p>6. 本会社は、B 種払込期日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(1)号に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 13 条の 4 (C 種種類株式)</u> <u>本会社の発行する C 種種類株式の内容は次のとおりとする。</u> <u>(剰余金の配当)</u> 1. (1) <u>本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された C 種種類株式を有する株主 (以下「C 種種類株主」という。) 又は C 種種類株式の登録株式質権者 (C 種種類株主と併せて以下「C 種種類株主等」という。) に対し、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従い、C 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「C 種優先配当金」という。) を行う。なお、C 種優先配当金に、各 C 種種類株主等が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>(2) C 種種類株式 1 株当たりの C 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。</u> <u>(a) 1,000,000 円 (以下、本条において「払込金額相当額」という。) に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日 (但し当該剰余金の配当の基準日が平成 27 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、C 種払込期日 (C 種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)) (同日を含む。) から当該剰余金の配当の基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (但し当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日) として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として C 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、C 種種類株式 1 株当たりの C 種優先配当金の額は、その各配当における C 種優先配当金 (但し本号(b)に従って C 種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算される C 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。) の合計額を控除した金額とする。</u> <u>(b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日 (以下、本条において「配当基準日」という。) の翌日 (同日を含む。) から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が C 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う C 種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>配当が行われる時点の直前において発行済みの C 種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みの C 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</p> <p>（3）本会社は、C 種種類株主等に対しては、C 種優先配当金及び C 種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>（4）ある事業年度に属する日を基準日として C 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る C 種優先配当金につき本号に従い累積した C 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第(2)号(b)に従って C 種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算される C 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係る C 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算される C 種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率 6.0%の利率で 1 年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「C 種累積未払配当金相当額」という。）については、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従い、C 種種類株主等に対して配当する。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>2.（1）本会社は、残余財産を分配するときは、C 種種類株主等に対し、第 13 条の 7 第 2 項に定める支払順位に従い、C 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、C 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「C 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し本号にお</p>	

現行定款	変更案
<p>いては、<u>残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして C 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、C 種残余財産分配額に、各 C 種種類株主等が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>（2）C 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>（3）C 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として C 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第(2)号(a)に従い計算される C 種優先配当金相当額とする。</u></p> <p><u>（議決権）</u></p> <p><u>3. C 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>（普通株式を対価とする取得請求権）</u></p> <p><u>4. （1）C 種種類株主は、C 種払込期日以降いつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 C 種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>（2）C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の数に、C 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第 2 項第(1)号に定める C 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、C 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>（3）取得価額は、当初、56.9 円とする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(4) 取得価額は、平成 27 年 3 月 15 日及びそれ以降の 6 か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する 30 取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の 92% に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が 35.0 円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が 78.8 円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。</p> <p>(5) 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p>	

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ </p> <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③本号(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{（発行済普通株式数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{（新たに発行する普通株式の数）} \times \text{（1株当たり払込金額）}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \text{（新たに発行する普通株式の数）}}$ <p>④本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合</p>	

現行定款	変更案
<p>には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定</p>	

現行定款	変更案
<p><u>した日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u></p> <p><u>(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社は C 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>②取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>③その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。</u></p> <p><u>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>(6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u></p> <p><u>(金銭及び D 種種類株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>5. (1) C 種種類株主は、C 種払込期日以降いつでも、D 種種類株式等対価取得請求日（以下に定義される。）の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「D 種種類株式等対価取</u></p>	

現行定款	変更案
<p>得請求事前通知」という。)を行なった上で、本会社に対して、金銭及びD種種類株式の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「D種種類株式等対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数にC種残余財産分配額を乗じて得られる額及び次号に定める数のD種種類株式を、当該C種種類株主に對して交付するものとする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるC種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式等対価取得請求が効力を生じた日」(以下「D種種類株式等対価取得請求日」という。)と読み替えて、C種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し当該D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、D種種類株式等対価取得請求日における分配可能額を超える場合には、D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、C種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、D種種類株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>(2)前号によるC種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の数は、D種種類株式等対価取得請求日が、(i)平成26年8月1日(同日を含む。)から平成27年7月31日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.05を乗じて得られる数、(ii)平成27年8月1日(同日を含む。)から平成28年7月31日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.08を乗じて得られる数、(iii)平成28年8月1日(同日を含む。)から平成29年7月31日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.14を乗じて得られる数、(iv)平成29年8月1日(同日を含む。)から平成30年7月31日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.18を乗じて得られる数、(v)平成30年8月1日(同日を含む。)から平成31年7月31日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合において</p>	

現行定款	変更案
<p>は、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.25 を乗じて得られる数、(vi)平成 31 年 8 月 1 日（同日を含む。）以降においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.31 を乗じて得られる数とする。また、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する D 種種類株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p><u>（金銭を対価とする取得条項）</u></p> <p>6. 本会社は、平成 27 年 8 月 1 日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、C 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C 種種類株式の全部（但し C 種種類株主が、金銭対価償還日の到来に先立ち、前項に定める D 種種類株式等対価取得請求に係る D 種種類株式等対価取得請求事前通知を行った場合には、当該 D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式を除く。）を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る C 種種類株式の数に(i)C 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)C 種累積未払配当金相当額及び第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして C 種累積未払配当金相当額を計算し、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかに応じて、以下の各号に定める数値をいう。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>①平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日まで : 1.12</p> <p>②平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日まで : 1.18</p> <p>③平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日まで : 1.24</p> <p>④平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで : 1.30</p> <p>⑤平成 31 年 8 月 1 日以降 : 1.38 (譲渡制限)</p> <p>7. C 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>第 13 条の 5 (D 種種類株式)</u> 本会社の発行する D 種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>1. (1) 本会社は、D 種種類株式の発行日 (D 種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。) (同日を含む。) からその 2 年後の応当日の前日 (同日を含む。) までの間 (以下「D 種優先配当期間」という。)、ある D 種優先配当年度 (以下に定義する。) に属する日を基準日として剰余金の配当をすることは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された D 種種類株式を有する株主 (以下「D 種種類株主」という。) 又は D 種種類株式の登録株式質権者 (D 種種類株主と併せて以下「D 種種類株主等」という。) に対し、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従い、D 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「D 種優先配当金」という。) を行う。なお、D 種優先配当金に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。D 種優先配当年度とは、(i) D 種種類株式の発行日 (同日を含む。) から同日の属する事業年度の末日 (同日を含む。) までの期間、(ii) D 種優先配当期間の末日が属する事業年度の初日 (同日を含む。) から D 種優先配当期間の末日 (同日を含む。) までの期間、及び (iii) 上記 (i) に定める事業年度と上記 (ii) に定める事業年度の間 (もしあれば) の初日 (同日を含む。) から末日 (同日を含む。) までの期間 (上記 (i) に定める事業年度と上記 (ii) に定める事業年度の間) に複数の事業年度がある場合には、かかる各事業年度の初日 (同日を含む。) から末日 (同日を含む。) までの各期間) をいう。</p> <p>(2) D 種種類株式 1 株当たりの D 種優先配当金の額</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、<u>円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(a)1,000,000 円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する D 種優先配当年度の初日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し当該 D 種優先配当年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する D 種優先配当年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として D 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、D 種種類株式 1 株当たりの D 種優先配当金の額は、その各配当における D 種優先配当金（但し本号(b)に従って D 種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算される D 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p><u>(b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が D 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う D 種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みの D 種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みの D 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</u></p> <p><u>（3）本会社は、ある D 種優先配当年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、D 種種類株主等に対しては、D 種優先配当金及び D 種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p><u>（4）ある D 種優先配当年度に属する日を基準日として D 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該 D 種優先配当年度より前の D 種優先配当年度に係る D 種優先配当金につき本号に従い累積した D 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第(2)号(b)に従って D 種優先配</u></p>	

現行定款	変更案
<p>当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算される D 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該 D 種優先配当年度に係る D 種優先配当金の額(当該 D 種優先配当年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算される D 種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該 D 種優先配当年度の末日の翌日以降の期間(D 種優先配当期間の経過後を含む。)に累積する。この場合の累積額は、当該 D 種優先配当年度の末日に終了する事業年度(但し当該 D 種優先配当年度の末日に事業年度が終了しない場合には、当該 D 種優先配当年度の末日が属する事業年度)に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降においては、年率 6.0%の利率で 1 年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「D 種累積未払配当金相当額」という。)については、当該 D 種優先配当年度の末日の翌日以降、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従い、D 種種類株主等に対して配当する。</p> <p>(5) D 種優先配当期間経過後の配当</p> <p>(a) 本会社は、D 種優先配当期間の末日の翌日(同日を含む。)以降の日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された D 種種類株主等に対し、D 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に本号(b)に定める配当率(以下「D 種普通配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「D 種普通配当金」という。)の配当を、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従って行う。なお、D 種普通配当金に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(b) D 種普通配当率は、当該基準日に係る普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の金額を、当該基準日から起算して 3 取引日前の日(同日を含む。)に先立つ連続する 20 取引日(以下「D 種普通配当率算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、D 種普通配当率算定期間中に第 4 項第(5)号に規定する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は同項第(5)号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)</p>	

現行定款	変更案
<p>で除して得られた比率とする。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、<u>D 種種類株主等に対し、第 13 条の 7 第 2 項に定める支払順位に従い、D 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、D 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額 (以下「D 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日 (以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日 (同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして D 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、D 種残余財産分配額に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(2) D 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(3) D 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日が D 種優先配当期間内の場合は、当該分配日の属する D 種優先配当年度において、分配日を基準日として D 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第(2)号(a)に従い計算される D 種優先配当金相当額とし、分配日が D 種優先配当期間経過後の場合は、零とする。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>3. <u>D 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>4. (1) <u>D 種種類株主は、いつでも、本会社に対して、(i)第(2)号(a)に定める数の普通株式 (以下、本条において「請求対象普通株式」という。)又は(ii)第(2)号(b)に定める数及び金額の普通株式及び金銭 (以下「請求対象普通株式等」という。)のいずれかの交付と引換えに、その有する D 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下「普通株式等対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、(i)請求対象普通株式又は(ii)請求対象普通株式等を、当該 D 種種類株主に対して交付するものとする。なお、D 種種類株主は、普通株式等対価取得請求を行うに際しては、請求対象普通株式と請求対象普通株式等のいずれを対価とするのかを選択することができる。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(2) D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</p> <p>(a) D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の数に、D 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号(a)においては、第 2 項第(1)号に定める D 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>(b) (i)D 種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の数に、払込金額相当額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。(ii)D 種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、金銭の額は、当該普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の数に、D 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額を乗じて得られる額とする。なお、本(b)においては、第 2 項第(1)号に定める D 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し当該普通株式等対価取得請求がなされた D 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、普通株式等対価取得請求が効力を生じた日における分配可能額を超える場合には、普通株式等対価取得請求がなされた D 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった D 種種類株式については、普通株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>(3) 取得価額は、当初、56.9 円とする。</p>	

現行定款	変更案
<p>(4) 取得価額は、D 種種類株式発行後の毎月 15 日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する 20 取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の 92%に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。）修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が 28.5 円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が 85.4 円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。</p> <p>(5) 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p>	

現行定款	変更案
$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$	
<p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③本号(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>	
$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{（発行済普通株式数）} \times \text{（本会社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{本会社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$	
<p>④本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合</p>	

現行定款	変更案
<p>には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定</p>	

現行定款	変更案
<p><u>した日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u></p> <p><u>(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社は D 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>②取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>③その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 20 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。</u></p> <p><u>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>(6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>5. (1) D 種種類株主は、平成 32 年 7 月 31 日以降の日を取得日（以下、本条において「償還請求日」という。）としていつでも、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とす</u></p>	

現行定款	変更案
<p>る。以下「D 種種類株式償還請求事前通知」という。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する D 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る D 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る D 種種類株式の数に次号に定める D 種種類株式 1 株当たりの償還価額を乗じて得られる額の金銭を、当該 D 種種類株主に対して交付するものとする。但し当該償還請求がなされた D 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされた D 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった D 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>(2) D 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、以下(i)又は(ii)の算式に基づいて算定される額のうち、高い価額とする。</p> <p>(算式)</p> <p>(i) 払込金額相当額+D 種累積未払配当金相当額+D 種日割未払優先配当金額</p> <p>(ii) 払込金額相当額×(1+(パリティ-1)×0.25)+D 種累積未払配当金相当額 +D 種日割未払優先配当金額</p> <p>上記算式(i)(ii)において、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして D 種累積未払配当金相当額を計算する。</p> <p>上記算式(i)(ii)における「D 種日割未払優先配当金額」は、償還請求日が D 種優先配当期間内の場合は、当該償還請求日の属する D 種優先配当年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第 1 項第(2)号(a)に従い計算される優先配当金額相当額とし、償還請求日が D 種優先配当期間経過後の場合は、零とする。</p> <p>また、上記算式(ii)における「パリティ」は、D 種種類株式償還請求事前通知を行った日の本会社の普通株式の終値を D 種種類株式償還請求事前通知を行った日において有効な修正後取得価額で除した数(小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。</p> <p>(譲渡制限)</p>	

現行定款	変更案
<p>6. <u>D 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>第 13 条の <u>6</u> (株式の分割又は併合、募集株式の割当て等) 本会社は、<u>A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式又は D 種種類株式</u>について株式の分割又は併合を行わない。 本会社は、<u>A 種種類株主、B 種種類株主、C 種種類株主又は D 種種類株主</u>には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 本会社は、<u>A 種種類株主、B 種種類株主、C 種種類株主又は D 種種類株主</u>には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>第 13 条の <u>7</u> (優先順位) 1. <u>A 種優先配当金、B 種優先配当金、C 種優先配当金、D 種優先配当金、B 種累積未払配当金相当額、C 種累積未払配当金相当額、D 種累積未払配当金相当額、D 種普通配当金及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者</u> (以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、<u>C 種累積未払配当金相当額及び D 種累積未払配当金相当額が第 1 順位 (それらの間では同順位)、C 種優先配当金及び D 種優先配当金が第 2 順位 (それらの間では同順位)、A 種優先配当金、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位 (それらの間では同順位)、D 種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第 4 順位 (それらの間では同順位)</u>とする。 2. <u>A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式、D 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C 種種類株式及び D 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位 (それらの間では同順位)、B 種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 3 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 4 順位とする。</u> 3. (条文省略)</p>	<p>第 13 条の <u>4</u> (株式の分割又は併合、募集株式の割当て等) 本会社は、<u>A 種種類株式及び B 種種類株式</u>について株式の分割又は併合を行わない。 本会社は、<u>A 種種類株主及び B 種種類株主</u>には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 本会社は、<u>A 種種類株主及び B 種種類株主</u>には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>第 13 条の <u>5</u> (優先順位) 1. <u>A 種優先配当金、B 種優先配当金、B 種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者</u> (以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、<u>A 種優先配当金、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額が第 1 順位 (それらの間では同順位)、普通株主等に対する剰余金の配当が第 2 順位</u>とする。 2. <u>A 種種類株式、B 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 3 順位</u>とする。 3. (現行どおり)</p>